4　前項又は第６項の規定の適用を受ける職員に第15条の２第２項の規定を適用する場合には、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄に、前項又は第６項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分が掲げられているものとして取り扱うものとする。

5・6　（略）

ヲ～カ　（略）

ヨ　福祉職俸給表初任給基準表

（略）

備考

児童自立支援事業、児童福祉事業等に従事したことにより児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員又は保育士になつた者のうち、人事院が定める者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸及び当該者の経験年数は、人事院が別に定めるところによる。

（削る）

別表第三　学歴免許等資格区分表（第十三条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1　大学卒	一　博士課程修了	⑴　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院博士課程の修了 ⑵　（略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

4　前項又は第６項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第１項第１号の規定を適用する場合には、前項又は第６項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

5・6　（略）

ヲ～カ　（略）

ヨ　福祉職俸給表初任給基準表

（略）

備考

1　児童自立支援事業、児童福祉事業等に従事したことにより児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員又は保育士になつた者のうち、人事院が定める者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。

2　前項に規定する者で人事院が定めるものに第15条第１項の規定を適用する場合には、同項第３号に定める経験年数から人事院の定める年数を減じた年数をもつて、同号の経験年数とする。

別表第三　学歴免許等資格区分表（第十三条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1　大学卒	一　博士課程修了	⑴　学校教育法による大学院博士課程の修了 ⑵　（略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

別表第六を次のように改める。

別表第六　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（施行日前に新たに職員となつた者の号俸の調整）

第二条　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に規則八一一八（採用試験）第一条第一項に規定する採用試験又は選考（施行日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、施行日に当該採用試験又は選考の結果に基づいて新たに職員となつた部内の他の職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに職員となつた者の施行日における号俸については、その者が施行日に新たに職員となつたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第三条　施行日前に国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）のうち事務（社会人）、技術（社会人）、農業（社会人）、農業土木（社会人）又は林業（社会人）の区分試験（規則八一一八第四条第三項に規定する区分試験をいう。）その他これに相当する規則九一八第二条第五号に規定する採用試験として人事院が定めるものの結果に基づいて新たに職員となつた者その他これらの職員との権衡上必要と認められる職員の施行日における号俸については、施行日以後に新たに職員となつた者との均衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（雑則）

第四条　前二条に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は人事院が定める。